

子ども医療費助成制度について

❖医療機関等での流れ

【**県内**の医療機関等を受診される場合（窓口無料化）】

- ① 診療ごとに医療機関（調剤薬局での院外処方、歯科、整骨院等含む）の窓口で**健康保険証**と**受給者証**を提示してください。
（保険診療分の医療費のお支払いは不要です。）

【**県外**の医療機関等を受診される場合】

- ① 受付で**健康保険証のみ**を提示してください。
- ② 一旦医療費等をお支払いください。（**領収書受領**）
- ③ 役場福祉課窓口で領収書を提示し、子ども医療費交付申請書を提出ください。
（申請用紙は役場福祉課にあります。）
→診療の2か月後(月末)、指定口座に振り込まれます。

～ 注 意 事 項 ～

■次の場合は、医療機関で健康保険証を提示し、一旦医療費をお支払ください。

- ・ 県外医療機関での受診したとき
- ・ 県内医療機関での受診時に受給者証を提示されなかったとき
- ・ 窓口無料化に対応していない医療機関等を受診されたとき（※事前に医療機関等へ確認要）



上記の場合は、受診後6か月以内に「受診医療機関の領収書」と「子ども医療費交付申請書」を役場福祉課に提出してください。



■助成対象となるもの

- ・ **健康保険が適用される**診療（通院・入院・調剤）等の一部負担金（総医療費の2割又は3割）
- ・ 入院時の食事療養費標準負担金（課税世帯：1食460円、非課税世帯：1食210円）
- ・ 育成医療、未熟児養育医療などの公費助成後の自己負担額
- ・ 医師の診断に基づく治療用装具費用の一部 など

■助成対象とならないもの

- ・ **健康保険が適用されない**診療等の一部負担金（保険適用外）
（例）薬の容器代、健康診断料、予防接種料、文書料、入院時差額ベット代 など
- ・ 交通事故など第三者行為による診療等の費用
- ・ 保育所（園）や学校管理下でのケガなどの場合
※「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度により医療費の給付を受けていただくようお願いします。

■その他

- ※健康保険証・受給者証の記載事項に変更があったときは、その旨を役場福祉課に届け出てください。
- ※町外へ転出されるときは、受給者証を役場福祉課までご返却ください。
- ※進学により町外の寮等に住所を移した場合でも、保護者が町内に住所を有する場合は対象となります。
- ※町外の病院や施設等（住所地特例施設）に住所変更しておられる場合も対象となります。